

arrowhead 稼働時における売買制度等の見直しに伴う業務規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
3. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	7
4. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	11

業務規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(個別競争売買)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該値段による呼値について、<u>売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び新株予約権証券</p> <p>1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、<u>3,000円以下の場合</u>は1円、<u>3,000円を超え5,000円以下の場合</u>は5円、<u>5,000円を超え3万円以下の場合</u>は10円、<u>3万円を超え5万円以下の場合</u>は50円、<u>5万円を超え30万円以下の場合</u>は100円、<u>30万円を超え50万円以下の場合</u>は500円、<u>50万円を超え300万円以下の場合</u>は1,000円、<u>300万円を超え500万円以下の場合</u>は5,000円、<u>500万円を超え3,000万円以下の場合</u>は1万円、<u>3,000万円を超え5,000万円以下の場合</u>は5万円、<u>5,000万円を超える場合</u>は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げると認め、特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(当取引所の市場における有価証券の売買の方法</p>	<p>(個別競争売買)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該値段による呼値について、<u>次に掲げる数量</u></p> <p><u>a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量</u></p> <p><u>b 他方の呼値の数量については、当取引所が定める数量</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び新株予約権証券</p> <p>1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、<u>2,000円以下の場合</u>は1円、<u>2,000円を超え3,000円以下の場合</u>は5円、<u>3,000円を超え3万円以下の場合</u>は10円、<u>3万円を超え5万円以下の場合</u>は50円、<u>5万円を超え30万円以下の場合</u>は100円、<u>30万円を超え300万円以下の場合</u>は1,000円、<u>300万円を超え2,000万円以下の場合</u>は1万円、<u>2,000万円を超え3,000万円以下の場合</u>は5万円、<u>3,000万円を超える場合</u>は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げると認め、特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(当取引所の市場における有価証券の売買の方法</p>

<p>等) 第 3 1 条 (略) 2 取引参加者は、取引参加者端末装置と売買システムの接続においては、接続仕様その他の当取引所が定める事項を遵守しなければならない。 3 取引参加者は、当取引所が定めるところにより取引参加者端末装置に関する事項について当取引所に報告するとともに、売買システムが安定的に稼働するよう協力するものとする。 4 (略)</p>	<p>等) 第 3 1 条 (略) (新設) (新設) 2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成 2 2 年 1 月 4 日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 1 2 条第 3 項の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成 2 2 年 1 月 4 日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第4条 規程第11条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、<u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。ただし、規程第11条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合には、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序。)</u>で、<u>当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。</u></p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第4条 規程第11条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。次号において同じ。)</u>で、<u>当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の数量の呼値に順次優先する。</u></p> <p>(2) <u>最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</u></p> <p>a <u>第1順位</u> <u>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下この号において同じ。)</u></p> <p>b <u>第2順位</u> <u>前aの数量を除いた数量に2分の1を乗じて算出した数量</u></p> <p>c <u>第3順位</u> <u>a及び前bの数量以外の全数量</u></p> <p>(3) <u>前2号の規定にかかわらず、規程第11条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段(以下「制限値段」という。)による呼値とする場合については、次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序)で、最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</u></p> <p>b <u>最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、取引参加者単位により次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) <u>当該取引参加者の呼値の数量にあん分比率(同時呼値の合計数量に対する対当呼値の合計数量の比率)を乗じた数量(最小単位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)の呼値が優先する。</u></p>

第6条 削除

(気配表示)
第7条 規程第12条第2項第4号及び第5項か
っこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則
第8条に規定する特別気配表示及び同第9条に
規定する連続約定気配表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における
値幅)

第8条 規程第12条第5項に規定する当取引所
が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当
該各号に定めるところによる。ただし、気配が変
化した等のため当該値幅によりがたいと認めら
れる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

基準値段		値幅	
200円未満のもの		上下	5円
200円 以上	500円 未満のもの	" "	8円
500円 "	700円 "	" "	10円
700円 "	1,000円 "	" "	15円
1,000円 "	1,500円 "	" "	30円
1,500円 "	2,000円 "	" "	40円
2,000円 "	3,000円 "	" "	50円
3,000円 "	5,000円 "	" "	70円
5,000円 "	7,000円 "	" "	100円
7,000円 "	1万円 "	" "	150円
1万円 "	15,000円 "	" "	300円
15,000円 "	2万円 "	" "	400円
2万円 "	3万円 "	" "	500円

(b) 前(a)に規定する数量以外の部分
については、同(a)の規定により切り捨
てた最小単位未満の端数の数量の多い取
引参加者から少ない取引参加者の順序(切
捨数量が同じであるときは、成行呼値から
当該値段の売買システムでの記録順序)
で、最小単位の呼値が、それ以外の部分の
数量の呼値に順次優先する。

(約定値段を定める場合の合致数量)

第6条 規程第12条第3項第3号bに規定する
当取引所が定める他方の呼値の数量は、次の各号
に定める数量とする。

(1) 規程第12条第2項第1号、第2号及び
第4号に規定する約定値段を定める場合の数
量は、最小単位以上の数量とする。

(2) 規程第12条第2項第3号に規定する約
定値段を定める場合の数量は、次に掲げる数量
とする。

a 午後立会終了時において制限値段が約定
値段となる場合は、最小単位に制限値段で呼
値を行っている取引参加者数を乗じて算出
した数量以上の数量

b 前a以外の場合は最小単位以上の数量

(気配表示)

第7条 規程第12条第2項第4号及び第5項か
っこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則
第8条に規定する気配表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における
値幅)

第8条 規程第12条第5項に規定する当取引所
が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当
該各号に定めるところによる。ただし、気配が変
化した等のため当該値幅によりがたいと認めら
れる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

基準値段		値幅	
500円未満のもの		上下	5円
500円 以上	1,000円 未満のもの	" "	10円
(新設) 500円 以上	1,000円 "	" "	10円
(新設) 1,000円 "	1,500円 "	" "	20円
1,500円 "	2,000円 "	" "	30円
2,000円 "	3,000円 "	" "	40円
3,000円 "	5,000円 "	" "	50円
5,000円 "	1万円 "	" "	100円
(新設) 1万円 "	2万円 "	" "	200円
(新設) 2万円 "	3万円 "	" "	300円

3万円	〃	5万円	〃	〃	7,000円
5万円	〃	7万円	〃	〃	1,000円
7万円	〃	10万円	〃	〃	1,500円
10万円	〃	15万円	〃	〃	3,000円
15万円	〃	20万円	〃	〃	4,000円
20万円	〃	30万円	〃	〃	5,000円
30万円	〃	50万円	〃	〃	7,000円
50万円	〃	70万円	〃	〃	1万円
70万円	〃	100万円	〃	〃	15,000円
100万円	〃	150万円	〃	〃	3万円
150万円	〃	200万円	〃	〃	4万円
200万円	〃	300万円	〃	〃	5万円
300万円	〃	500万円	〃	〃	7万円
500万円	〃	700万円	〃	〃	10万円
700万円	〃	1,000万円	〃	〃	15万円
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	30万円
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	40万円
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	50万円
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	70万円
5,000万円以上	〃	〃	〃	〃	100万円

(外国投資信託受益証券等の売買単位)

第11条 (略)

2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均（当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第8条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第9条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均をいう。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(取引参加者端末装置に関する報告事項等)

第18条の2 規程第31条第3項の報告は、取引参加者端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げる事項については当取引所が必要と認めるときに行うものとする。

(1) 呼値に係る取引参加者端末装置への入力について、自動入力か手動入力かの別

(2) 前号に掲げるもののほか、当取引所が市場の運営上必要と認める事項

3万円	〃	5万円	〃	〃	4,000円
5万円	〃	7万円	〃	〃	5,000円
7万円	〃	10万円	〃	〃	1,000円
10万円	〃	15万円	〃	〃	2,000円
15万円	〃	20万円	〃	〃	3,000円
20万円	〃	30万円	〃	〃	4,000円
30万円	〃	50万円	〃	〃	5,000円
50万円	〃	100万円	〃	〃	1万円
(新設)					
100万円	〃	150万円	〃	〃	2万円
150万円	〃	200万円	〃	〃	3万円
200万円	〃	300万円	〃	〃	4万円
300万円	〃	500万円	〃	〃	5万円
500万円	〃	1,000万円	〃	〃	10万円
(新設)					
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	20万円
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	30万円
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	40万円
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	50万円
5,000万円以上	〃	〃	〃	〃	100万円

(外国投資信託受益証券等の売買単位)

第11条 (略)

2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均（当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均をいう。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(新設)

2 取引参加者は、当取引所が売買システムの安定的な稼働のために必要と認めて、規程第31条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条、第7条、第11条及び第18条の2の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																										
(特別気配表示による呼値の特別周知)	(気配表示による呼値の特別周知)																																										
<p>第8条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「特別気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。</p> <p>2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の表に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付にかかる権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p>	<p>第8条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。</p> <p>2 前項の気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の表に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付にかかる権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">特別気配値段</th> <th style="text-align: center;">値幅</th> </tr> <tr> <td>200円未満のもの</td> <td style="text-align: center;">上下 5円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">200円以上</td> <td style="text-align: center;">上下 8円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">500円</td> <td style="text-align: center;">上下 10円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">700円</td> <td style="text-align: center;">上下 15円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 30円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">上下 40円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 50円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 70円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 100円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">7,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 150円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">1万円</td> <td style="text-align: center;">上下 300円</td> </tr> </thead></table>	特別気配値段	値幅	200円未満のもの	上下 5円	200円以上	上下 8円	500円	上下 10円	700円	上下 15円	1,000円	上下 30円	1,500円	上下 40円	2,000円	上下 50円	3,000円	上下 70円	5,000円	上下 100円	7,000円	上下 150円	1万円	上下 300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">気配値段</th> <th style="text-align: center;">値幅</th> </tr> <tr> <td>500円未満のもの</td> <td style="text-align: center;">上下 5円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">(新設) 500円以上1,000円未満のもの</td> <td style="text-align: center;">上下 10円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">(新設) 1,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 20円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">上下 30円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 40円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 50円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">上下 100円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">(新設) 1万円</td> <td style="text-align: center;">上下 200円</td> </tr> </thead></table>	気配値段	値幅	500円未満のもの	上下 5円	(新設) 500円以上1,000円未満のもの	上下 10円	(新設) 1,000円	上下 20円	1,500円	上下 30円	2,000円	上下 40円	3,000円	上下 50円	5,000円	上下 100円	(新設) 1万円	上下 200円
特別気配値段	値幅																																										
200円未満のもの	上下 5円																																										
200円以上	上下 8円																																										
500円	上下 10円																																										
700円	上下 15円																																										
1,000円	上下 30円																																										
1,500円	上下 40円																																										
2,000円	上下 50円																																										
3,000円	上下 70円																																										
5,000円	上下 100円																																										
7,000円	上下 150円																																										
1万円	上下 300円																																										
気配値段	値幅																																										
500円未満のもの	上下 5円																																										
(新設) 500円以上1,000円未満のもの	上下 10円																																										
(新設) 1,000円	上下 20円																																										
1,500円	上下 30円																																										
2,000円	上下 40円																																										
3,000円	上下 50円																																										
5,000円	上下 100円																																										
(新設) 1万円	上下 200円																																										

15,000円	2万円	400円	(新設)	2万円	3万円	300円
2万円	3万円	500円		3万円	5万円	400円
3万円	5万円	700円		5万円	7万円	500円
5万円	7万円	1,000円		7万円	10万円	1,000円
7万円	10万円	1,500円		10万円	15万円	2,000円
10万円	15万円	3,000円		15万円	20万円	3,000円
15万円	20万円	4,000円		20万円	30万円	4,000円
20万円	30万円	5,000円		30万円	50万円	5,000円
30万円	50万円	7,000円		50万円	100万円	1万円
50万円	70万円	1万円	(新設)	100万円	150万円	2万円
70万円	100万円	15,000円		150万円	200万円	3万円
100万円	150万円	3万円		200万円	300万円	4万円
150万円	200万円	4万円		300万円	500万円	5万円
200万円	300万円	5万円		500万円	1,000万円	10万円
300万円	500万円	7万円	(新設)	1,000万円	1,500万円	20万円
500万円	700万円	10万円		1,500万円	2,000万円	30万円
700万円	1,000万円	15万円		2,000万円	3,000万円	40万円
1,000万円	1,500万円	30万円		3,000万円	5,000万円	50万円
1,500万円	2,000万円	40万円		5,000万円以上のもの	100万円	100万円
2,000万円	3,000万円	50万円		5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。		
3,000万円	5,000万円	70万円				
5,000万円以上のもの	100万円					
5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。						
(連続約定気配の表示)						
第9条 当取引所は、一の呼値による急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示(以下「連続約定気配表示」という。)を行うものとする。	(新設)					
2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。						
3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定気配表示が行われている場合について準用する。						
付 則						
1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。						
2 前項の規定にかかわらず、第9条の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。						

1 項第 1 号 a に規定する内国株券をいう。以下同じ。) 及び内国商品信託受益証券

前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第 8 条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第 9 条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(同第 8 条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第 18 条第 1 項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)、同第 18 条の 2 の規定により定める株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日又は同第 19 条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

2 (略)

項第 1 号 a に規定する内国株券をいう。以下同じ。) 及び内国商品信託受益証券

前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第 8 条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第 8 条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第 18 条第 1 項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)、同第 18 条の 2 の規定により定める株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日又は同第 19 条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成 22 年 1 月 4 日以後の当取引所が定める日から施行する。

立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引の値段)</p> <p>第3条 立会外市場特例第5条第3項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引における直前の約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により特別気配表示が行われているとき又は同第9条の規定により連続約定気配表示が行われているときは、当該特別気配値段又は当該連続約定気配値段。前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に普通取引における約定値段(同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該直前の約定値段によることが適当でないと認める場合で、当日の普通取引における売買立会の始めの約定値段(同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。この条において同じ。)が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段。以下この条において同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(立会外取引の値段)</p> <p>第3条 立会外市場特例第5条第3項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引における直前の約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示が行われているときは、当該気配値段。前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に普通取引における約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該直前の約定値段によることが適当でないと認める場合で、当日の普通取引における売買立会の始めの約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。この条において同じ。)が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段。以下この条において同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>